

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○

処 分 庁 安芸市長 横山 幾夫

審査請求人が平成30年1月25日付けで提起した、処分庁安芸市長（以下「処分庁」という。）による平成28年度・平成29年度固定資産税課税処分及び督促処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人に対して、平成27年度から平成29年度の固定資産税課税処分を行い、平成29年12月1日付けで、審査請求人あてに通知した。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、平成28年度及び平成29年度の固定資産税未納分について督促処分を行い、平成30年1月12日付けで、審査請求人あてに通知した。
- 3 審査請求人は、平成30年1月25日付けで、安芸市長に対して本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

安芸市長が審査請求人に対し平成29年12月1日付けで行った固定資産税課税処分及び平成30年1月12日付けで行った固定資産税督促処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

遺産分割協議書により、父所有の固定資産については相続していないことが明らかである。したがって、父所有であった相続財産分についての課税処分は違法で取り消されるべきである。また、無効な課税に係る督促処分も取り消されるべきである。

2 処分序の主張

固定資産税の納税義務者は、地方税法第 343 条第 1 項の規定により、賦課期日現在の固定資産の所有者とされている。そして、地方税法第 343 条第 2 項により所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうとされている。当該土地又は家屋を現に所有している者とは、民法第 896 条の規定により相続人のことであり、その固定資産は、民法第 896 条から第 900 条までの規定により相続人の共有に属し、各共同相続人は、法定相続分に応じて権利義務を承継することとなっている。

課税処分時点において、分割協議書により相続を原因とする所有権移転登記の事実はなく、所有者は登記簿又は課税補充台帳に登記又は登録されていた被相続人の法定相続人ということになる。よって、本件処分に違法性はない。

また、登記手続きがなされていないとしても、有効な遺産分割協議書が確認できれば、それに沿った課税処分が可能であるが、現時点において、審査請求人が挙証していないので、現在の課税処分を取り消す理由はない。

理 由

1 本件処分に係る法令等の規定

土地、家屋及び償却資産という極めて大量に存在する課税物件について、真の所有者を逐一正確に把握することは事実上困難であるため、地方税法では、課税上の技術的考慮から、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下、両台帳を併せて単に「補充課税台帳」という。）に所有者として登記又は登録されている者を固定資産税の納税義務者として、その者に課税する方式を採用しており（地方税法第 343 条第 2 項前段）、真の所有者がこれと異なる場合における両者の間の関係は私法上の求償等に委ねられているものと解される（最高裁昭和 46 年（オ）第 766 号同 47 年 1 月 25 日第三小法廷判決）。

賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登記又は登録がされている場合には、これにより所有者として登記又は登録された者は、賦課期日の時点における真の所有者でなくても、また、賦課期日後賦課決定処分時までその所有権を他に移転したとしても、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うものである（最高裁昭和 28 年（オ）第 616 号同 30 年 3 月 23 日大法廷判決・前掲最高裁昭和 47 年 1 月 25 日第三小法廷判決参照）。

つまり、地方税法第 343 条第 2 項後段によれば、所有者として登記されている者が賦課期日前に死亡しているときは、現に所有している者に課税されるべきである。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 固定資産の所有者について

地方税法第 343 条第 1 項の規定によれば、固定資産税は、「固定資産の所有者」に課するものとされている。ここでいう「所有者」とは、同条第 2 項の規定により、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうものとされており、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、賦課期日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとされている。

(2) 「現に所有している者」の意義

民法第896条の規定によれば、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するとされており、同法第898条の規定によれば、相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属するとされている。

とすると、土地又は家屋の所有者が賦課期日前に死亡しているときは、地方税法第343条第 2項の「現に所有している者」とは、法定相続人全員のことを意味すると解すべきである。

(3) 本件処分の適法性・妥当性に対する判断

上記(1) 及び(2)で述べたことを、本件の事実関係に照らして判断すると、平成28年度分及び平成29年度分の固定資産税の賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）に土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡している本件においては、審査請求人を含む本件各固定資産の法定相続人全員が、賦課期日において「現に所有している者」とであると認められる。

とすると、本件においては、審査請求人を含む本件各固定資産の法定相続人全員に対して固定資産税の賦課決定処分を行うべきであり、当該法定相続人全員が納税義務を負うものといえる。

よって、審査請求人は本件処分に係る納税義務を負うところ、処分庁は、審査請求人に対して税額の確定の通知及び履行の請求を行ったものであり、本件処分は適法に行われたものであることが認められる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、遺産分割協議書により、父所有の固定資産については相続していないことが明らかであり、父所有であった相続財産分についての本件処分の取消しを求めると主張するが、処分庁は、当該遺産分割協議書が真正であるか確認できていなかったのであるから、本件処分は違法ないし不当な点は認められない。

したがって、審査請求人の主張は、本件処分を取消す理由として採用することはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

そのほか、本件処分内容及び手続に違法及び不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年8月23日

審査庁 安芸市長 横山 幾夫

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。